

平成31年度

官庁営繕関係予算概要

平成31年1月

国土交通省大臣官房官庁営繕部

目 次

第 1	平成 3 1 年度官庁営繕関係予算の概要	
1.	基本方針	1
2.	予算の重点化	1
第 2	主要事項	
1.	防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等	3
	(1) 地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備の推進	3
	(2) 官庁施設の耐震化の推進	3
	(3) 官庁施設の天井耐震対策の推進	3
	(4) 官庁施設の津波対策の推進	5
	(5) 災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等	6
2.	官庁施設の老朽化対策等	7
	(1) 官庁施設の長寿命化	7
	(2) 既存官庁施設の危険箇所、経年劣化が著しい部位等の解消	8
3.	P F I 手法の活用による官庁施設の整備	9
4.	官庁施設における木材利用の促進	1 0
5.	地域と連携した国公有財産の最適利用	1 1
6.	発注者の役割を果たすための取組の推進	1 2
7.	働き方改革の取組の推進	1 3
第 3	平成 3 1 年度官庁営繕関係予算総括表	1 4
<参考資料>		
(1)	官公庁施設の建設等における国土交通省の役割	1 5
(2)	国家機関の建築物の概要	1 6
(3)	官庁施設における耐震安全性の目標	1 7
(4)	阪神・淡路大震災における被害事例	1 8
(5)	東日本大震災における被害事例	1 9
(6)	霞が関団地一団地の官公庁施設の概要	2 0
(7)	公共建築相談窓口	2 1

第1 平成31年度官庁営繕関係予算の概要

1. 基本方針

官庁施設については、老朽化した施設が今後増大していく中、既存施設の最大限の活用を図りつつ、災害に対する国民の安全・安心の確保等に的確に対応することが重要である。

このため、平成31年度においては、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等に備えた官庁施設の防災・減災対策を推進するため、防災拠点等となる官庁施設の防災機能の強化、災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等を図る。

また、既存官庁施設をより長く安全に利用しトータルコストの縮減等を実現するため、老朽化の進行を防ぐ長寿命化事業等を実施する。

2. 予算の重点化

官庁施設の防災・減災対策を推進するため、防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等を図ることや、官庁施設の老朽化対策等を推進することに重点化し、限られた予算で最大限の効果の発現を図る。

国民の安全・安心の確保

【「防災意識社会」への転換に向けた防災・減災対策の推進】

<南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策等の推進>

防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等

12,486百万円(1.36)【うち臨時・特別の措置3,264百万円】

(1) 地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備の推進

大規模災害の発生に備え、地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備を推進する。これにより、災害に強い地域づくりを支援するとともに、新たなまちづくり空間やにぎわいの創出等により、地域の活性化に積極的に貢献する。

(2) 官庁施設の耐震化の推進

建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない官庁施設及び災害応急対策活動の拠点としての所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保と防災機能の強化を図るため、官庁施設の耐震化を推進する。

(3) 官庁施設の天井耐震対策の推進

東日本大震災における天井脱落被害を踏まえ、大規模空間を有する官庁施設の天井について、地震時の天井耐震対策を推進する。

(4) 官庁施設の津波対策の推進

津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

(5) 災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等

災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、大規模災害が生じた際における災害応急対策活動への支障のおそれを解消するため、自家発電設備の燃料槽の増設等を実施する。

【将来を見据えたインフラ老朽化対策の推進】

<インフラの戦略的な維持管理・更新の推進>

官庁施設の老朽化対策等

4,702百万円(1.02)

(1) 官庁施設の長寿命化

既存官庁施設をより長く安全に利用し、トータルコストの縮減等を実現するため、ハード対策、ソフト対策の両面から、官庁施設の長寿命化を図る。

(2) 既存官庁施設の危険箇所、経年劣化が著しい部位等の解消

既存官庁施設において、最低限必要な施設の性能を確保するため、危険な箇所、経年劣化が著しい部位等について、緊急的な改修等を実施する。

第2 主要事項

1. 防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等

(1) 地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備の推進

地方公共団体をはじめとする様々な関係者との連携の下、大規模災害の発生に備え、防災拠点等となる官庁施設の整備を推進する。これにより、災害に強い地域づくりを支援するとともに、新たなまちづくり空間やにぎわいの創出等により、地域の活性化に積極的に貢献する。

(2) 官庁施設の耐震化の推進

建築物の耐震化対策は政府全体の緊急の課題であり、官庁施設についても、災害応急対策活動の拠点としての機能を確保するとともに人命の安全を確保する必要があることから「社会資本整備重点計画」（平成27年9月閣議決定）において、官庁施設の耐震基準を満足する割合を平成32年度までに95%以上とする目標が掲げられている。これを踏まえ、所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、耐震化を推進する。

(3) 官庁施設の天井耐震対策の推進

東日本大震災においては、大規模空間を有する建築物において天井が脱落した事案が多数生じたことから、建築基準法施行令が改正されるとともに、「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成25年国土交通省告示第771号）が定められた。これを踏まえ、大規模空間を有する官庁施設の天井について、地震時の天井耐震対策を推進する。



【天井耐震対策の例（熊本地方合同庁舎玄関ホール）】

※熊本地震では避難所として使用された

参考資料

【官庁施設の耐震化の目標】

官庁施設の耐震基準を満足する割合：平成32年度末までに95%（面積率）

【官庁施設の耐震化の状況】

区分	対象施設	耐震化済施設【官庁基準】	
		平成29年度末	率(面積)
I類	約231万㎡（147棟）	約206万㎡（121棟）	89%
II類	約213万㎡（926棟）	約196万㎡（874棟）	91%
III類	約324万㎡（1,580棟）	約310万㎡（1,543棟）	95%
合計	約770万㎡（2,653棟）	約713万㎡（2,538棟）	92%

(注) 国土交通省が整備等を所掌する国家機関の建築物のうち災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等について、平成18年～平成20年に耐震性の現況及び今後の耐震化の目標を公表。

平成27年度末までに官庁施設の耐震基準を満足する施設の割合が少なくとも9割（面積率）とする等の目標を掲げて耐震化に取り組み、平成27年度末において当該割合は90%に到達した。

【官庁施設における耐震安全性の確保】

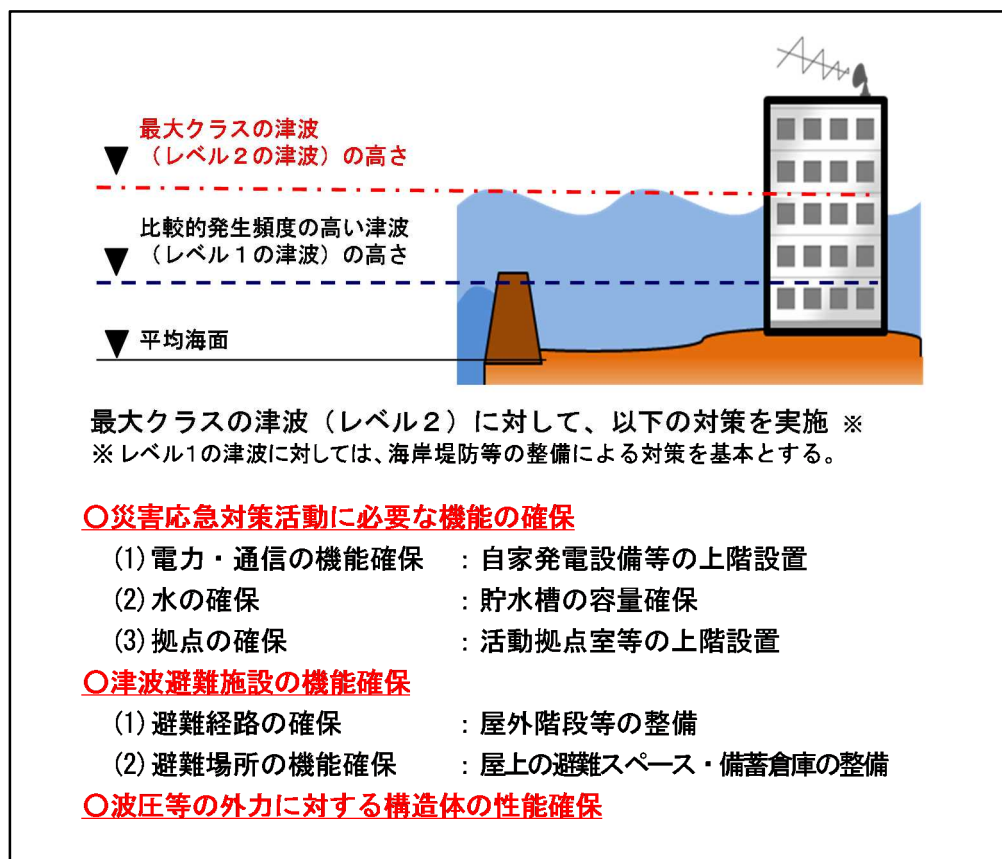
災害対策基本法における行政機関の区分に基づき、官庁施設の防災上の機能及び用途に応じて施設を3つ（I、II、III類）に分類し、それぞれ必要な耐震性能を規定している。

耐震基準値	耐震安全性の目標	対象施設
1.5 (I類)	大規模地震後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設等 【指定行政機関：内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省等】 【指定地方行政機関等：管区警察局、地方厚生局、地方農政局、経済産業局、地方整備局等】
1.25 (II類)	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設（I類に属するものを除く）等 【指定地方行政機関等：沖縄総合事務局、機動隊、航空交通管制御部、海上保安部等】
1.0 (III類) 建築基準法相当	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所等】

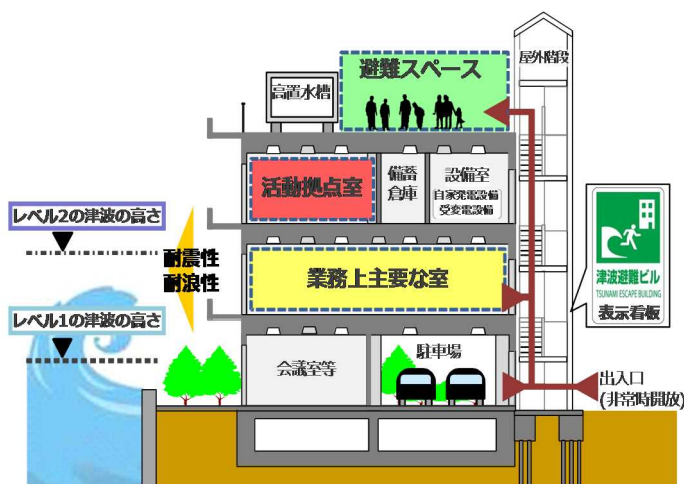
災害応急対策活動の拠点

(4) 官庁施設の津波対策の推進

津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。



【官庁施設の機能確保の考え方】



【官庁施設における津波対策のイメージ図】



【津波対策を実施した官庁施設の例(石巻港湾合同庁舎)】

(5) 災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等

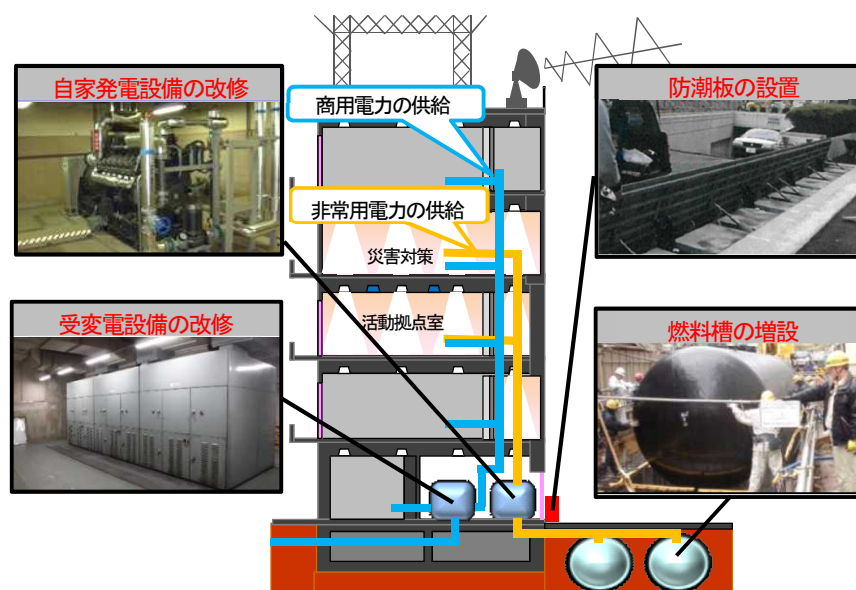
「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月閣議決定）及び「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月閣議決定）においては、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、業務継続体制を維持する必要があることから、中央省庁の官庁施設の耐震化、物資の備蓄、電力・情報通信等の確保等の執務環境を確保するものとされている。

また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月閣議決定）においては、防災のための重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施することとされている。

これらを踏まえ、災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、大規模災害が生じた際における災害応急対策活動への支障のおそれを解消するため、自家発電設備の燃料槽の増設等を実施する。

【災害応急対策の活動拠点となる官庁施設に関する緊急対策】

災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の自家発電設備、受変電設備等について緊急点検を行い、大規模停電や豪雨災害等の大規模災害が生じた際に、浸水や容量不足、故障などによる災害応急対策活動への支障のおそれがあり、緊急にハード対策が必要な施設について、自家発電設備の燃料槽の増設等の緊急対策を実施する。



【官庁施設に関する緊急対策（イメージ図）】

2. 官庁施設の老朽化対策等

「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）においては、高度成長期以降に集中的に整備された社会資本が急速に老朽化することが見込まれ、厳しい財政状況下において、トータルコストの縮減・予算の平準化を図るとともに、戦略的に維持管理・更新を行うことが重要とされている。

官庁施設についても、同時期に多くの施設が整備されており、現在、築後30年以上を経過したものが4割を超え、今後、大規模修繕や設備機器の更新が大幅に増えるため、官庁施設の老朽化対策を計画的かつ効率的に推進していく必要がある。

このため、既存官庁施設をより長く安全に利用し、トータルコストの縮減等を実現するため、老朽化の進行を防ぐ長寿命化事業の実施（ハード対策）、効果的・効率的に機能維持するための保全指導の実施（ソフト対策）の両面から、官庁施設の長寿命化を図る。

また、既存官庁施設の危険箇所、経年劣化が著しい部位等の解消を図る。

（1）官庁施設の長寿命化

①官庁施設の長寿命化事業の実施

膨大な官庁施設ストックを効果的・効率的に機能維持するためには、各国家機関の必要機能と建築物の保有性能の組合せを最適化し、地域における官庁施設群として有効活用することが必要である。

このため、地域における官庁施設の長期的な整備・活用のあり方を検討し、老朽化の進行を防ぐ長寿命化事業を計画的に実施する。

長寿命化事業の主な改修内容	
躯体の保護	(例) 外壁、屋上防水、建具
防災設備の劣化防止	(例) 消火設備、火災報知設備
建物ライフラインの劣化防止	(例) 給排水設備、受変電設備



膨大な官庁施設ストックを効果的・効率的に機能維持し、トータルコストの縮減を図る

②官庁施設の適正・計画的な保全の徹底等

官庁施設をより長く安全に使うためには、各省各庁の施設管理者による適正かつ計画的な保全を徹底させる必要があるとともに、施設の運用を含めた総合的な対策を講じなければならない。

このため、「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」の活用により、各省各庁の施設管理者による官庁施設の適正かつ計画的な保全の推進を図る。

（２）既存官庁施設の危険箇所、経年劣化が著しい部位等の解消

既存官庁施設において、来訪者等の安全の確保と行政サービスの円滑な提供に最低限必要な施設の性能を確保するため、危険な箇所、経年劣化が著しい部位等について、緊急的な改修等を実施する。

【危険箇所の例】

天井板の落下



〔天井内配管からの漏水により天井が落下し、配管改修が必要〕

【経年劣化の例】

外壁の劣化（鉄筋の露出）



〔外壁の劣化により鉄筋が露出し、外壁改修が必要〕

3. P F I 手法の活用による官庁施設の整備

民間の資金・経営能力等のノウハウを活用し、低廉で良質な公共サービスの提供と民間の事業機会の創出を図るため、P F I 手法の活用による官庁施設の整備を実施する。

【P F I 手法の活用による官庁施設整備の事例】

【中央合同庁舎第8号館整備等事業】



(完成写真)

建設地：東京都千代田区永田町1丁目

事業期間：平成21年度～平成35年度

施設完成：平成26年3月

【気象庁虎ノ門庁舎（仮称）・ 港区立教育センター整備等事業】



(完成イメージ)

建設地：東京都港区虎ノ門3-6-9

事業期間：平成21年度～平成41年度
(予定)

施設完成：平成32年2月 (予定)

4. 官庁施設における木材利用の促進

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）及び同法に基づく基本方針により、官庁施設についても、率先して木材利用に努めることとされている。このため、耐火建築物とすること等が求められていない低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化するとともに、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等を木質化し、木材利用の促進を図る。また、関係省庁と連携し、官庁施設の整備にあたりCLT（直交集成板）の活用に取り組む。

【構造体への木材利用の事例】



横浜植物防疫所つくばほ場
【事務・検査棟】



海上保安大学校国際交流センター（完成イメージ）
【国際講義棟（右）】

【内装への木材利用の事例】



高松サポート合同庁舎
【エントランスホール】



和歌山地方合同庁舎
【エントランスホール】

5. 地域と連携した国公有財産の最適利用

「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」（平成30年12月閣議決定）等を踏まえ、地域のニーズを把握しつつ、地域と連携した国公有財産の最適利用を推進する。

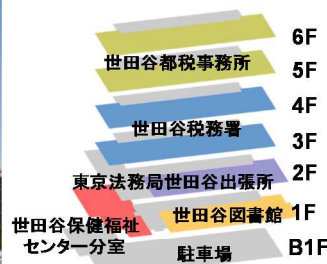
【地域と連携した官庁施設整備の事例】

地域における行政・福祉等のサービスの集約化

国の庁舎整備を通じて、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に寄与

- ・公共施設等の集約・複合化、空床相互融通
- ・地域の利便施設（保健施設、図書館、保育所等）との併設

（世田谷合同庁舎）
国・都・区の3者による集約・複合化



【景観形成への貢献】
敷地西側をオープンスペースとし、庇やベンチを設置。



【地域防災への貢献】
・(左)敷地内にマンホールトイレを設置
・(上)ベンチは災害時にかまどとして利用可能

シビックコア地区による都市拠点の形成

地域の特色や創意工夫を生かしつつ、都市拠点や良好な市街地環境の形成の実現に寄与



（高松サンプポート合同庁舎）
官公庁施設と民間建築物等の一体的整備

地域防災への貢献

地域防災と連携した国の庁舎整備を通じて国民の安全・安心の確保に寄与



（熊本合同庁舎）
熊本地震の際に、避難所として市民が利用

地域の景観を活用した観光地域づくり

国の庁舎整備を通じて、観光振興による活力ある地域の形成の実現に寄与



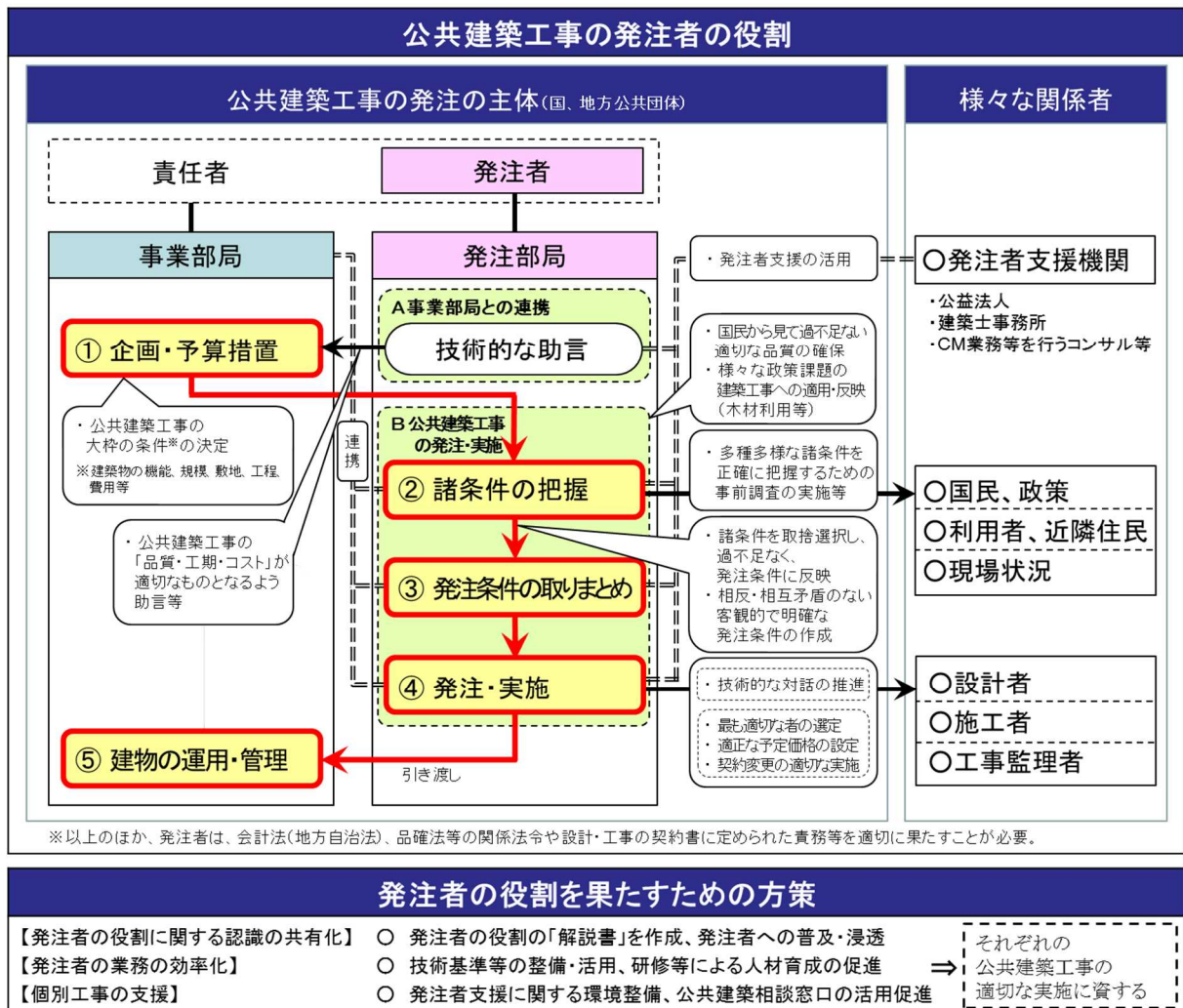
（鹿児島第3合同庁舎）
鶴丸城御楼門の復元事業との連携による外部空間の確保や景観形成



（石巻港湾合同庁舎）
市の防災備蓄倉庫を屋上津波避難スペースに併設

6. 発注者の役割を果たすための取組の推進

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の趣旨等を踏まえ、平成29年1月の社会資本整備審議会答申「官公庁施設整備における発注者のあり方について」において、公共建築工事の「発注者の役割」が明確化されるとともに、「その役割を果たすための方策」が提言された。公共建築工事の発注者である各省各庁及び都道府県・政令市等に本答申の周知を行うとともに、発注者としての役割を適切に果たすため、答申を踏まえた各種取組を推進する。



7. 働き方改革の取組の推進

建設業において、一定の猶予期間を置いた上で、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされた「労働基準法」の改正（平成31年4月施行）や、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（第1次改訂）（平成30年7月建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）等を踏まえ、国土交通省の営繕工事における働き方改革に向けた取組を実施するとともに、公共建築工事及び民間建築工事の発注者への普及促進を図る。

国土交通省の営繕工事における働き方改革の取組

建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化	
時間外労働の上限規制の適用に向けた取組※	営繕工事における取組 <small>（凡例：30年度からの取組—下線）</small>
<p>(1) 適正な工期設定・施工時期等の平準化 建設工事に従事する全ての者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことのないよう、建設工事に従事する者の週休2日の確保等を適切に考慮するものとする。</p>	<p>○ 適正な工期設定 ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に基づき、「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」を活用した適切な工期設定、工期延期 ・後工程(設備工事等)に全体の工期のしわ寄せが無いよう、概成工期(受電時期の目安)の設定、実施工程表の確認による各工程の適切な施工期間の確保</p>
<p>(2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底 (法定福利費や安全衛生経費など) 適正な工期設定に伴い、労務費は勿論のこと、社会保険の法定福利費、安全衛生経費などの必要経費にしわ寄せが生じないよう、適正な請負代金による請負契約を締結するものとする。</p>	<p>○ 週休2日の推進 ・公共建築工事標準仕様書等において原則週休2日を適用 ・週休2日促進工事(労務費の補正・モニタリング等)を実施</p> <p>○ 施工時期等の平準化 ・債務負担行為(適正な工期確保にも寄与)や余裕期間制度の活用 ・長期の債務負担行為の活用等により、年度末に集中する完成時期を分散化</p>
<p>(3) 生産性向上 調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新に至る各段階における受発注者の連携等を通じて、建設生産プロセス全体における生産性向上を推進する。</p>	<p>○ 予定価格の適正な設定 ・営繕積算方式において法定福利費・安全衛生経費を適切に計上</p> <p>○ ICTの積極的な活用等 ・施工合理化技術の施工者提案での採用、発注者指定による試行、総合評価で評価項目に設定、成績評定要領を改定し成績評定で評価 ・<u>BIMガイドラインの改定(施工BIMの記載の充実等)</u> ・生産性向上技術の導入に関する調査検討</p>
<p>(4) 下請契約における取組 (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用</p>	<p>○ 書類の簡素化 ・書類の簡素化(現場での運用の徹底)、省略・集約可能な書類等の明確化 ・国の統一基準として工事の標準書式を制定</p> <p>○ 関係者間調整の円滑化(建築固有の対応) ・設計者から施工者等への遅滞ない設計意図伝達(報告等の期限を遵守する旨を規定) ・各種ツールの活用促進により、関連する工事間での納まり等の調整を効率化 ・会議の早期開催、ASP等の活用促進により、情報共有や検討を迅速化</p>
<p><small>※出典：建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(第1次改訂) (平成30年7月 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ)</small></p>	<p>公共建築工事、民間建築工事の受発注者への普及促進</p>

第3 平成31年度官庁営繕関係予算総括表

(単位：百万円)

区 分	平成31年度	対前年度 倍 率 (A/D)	通 常 分	対前年度 倍 率 (B/D)	臨時・特別 の 措 置 (C)	前 年 度 (D)
	(A)					
(一般会計)						
官庁営繕費	21,247	1.19	17,983	1.01	3,264	17,823
庁舎整備	6,093	0.79	6,093	0.79	0	7,723
施設特別整備	13,319	1.52	10,391	1.18	2,928	8,780
設計監理費等	1,835	1.39	1,499	1.14	336	1,320
(財政投融资特別会計 特定国有財産整備勘定)						
特定国有財産整備費	19,076	1.55	19,076	1.55	0	12,318
合 計	40,324	1.34	37,060	1.23	3,264	30,141

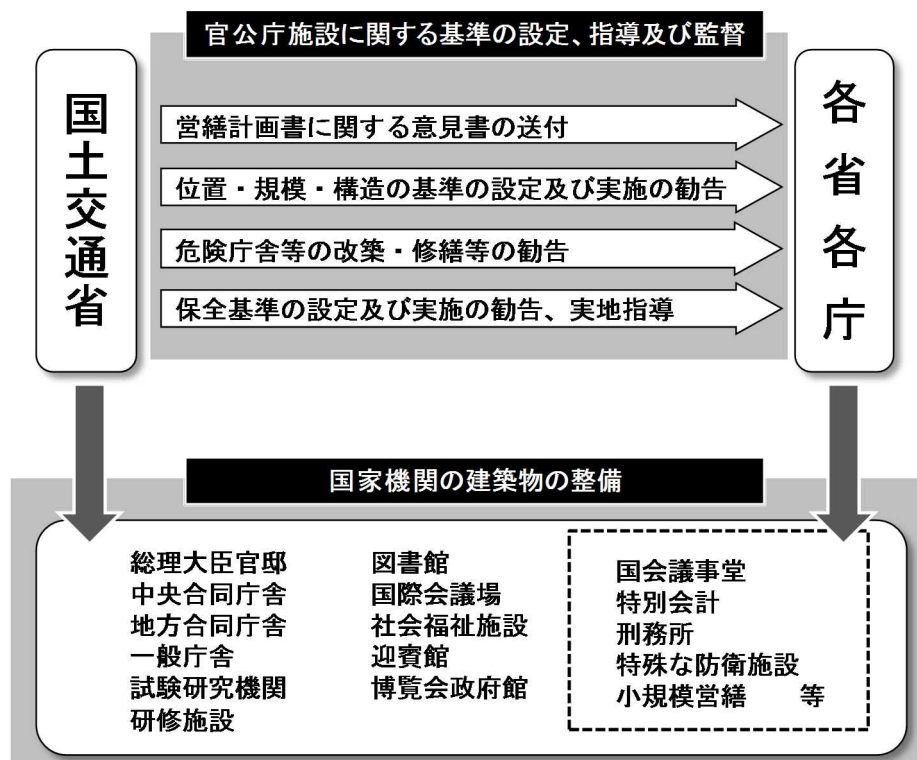
- (注) 1. 上記のほか、PFI事業の金利の支払い等に必要経費として631百万円(前年度741百万円)がある。
2. 特定国有財産整備特別会計については、特別会計改革に伴い一般会計に統合されており、平成21年度以前の特定国有財産整備計画に基づき実施される既往の事業(未完了事業)は、当該事業が完成するまでの間、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定において経理を行うこととされている。
3. 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しないものがある。

<参考資料>

(1) 官公庁施設の建設等における国土交通省の役割

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）に基づき、

- 各省各庁の事務庁舎など、国家機関の建築物の整備を行う。※
- 各省各庁の長から送付される営繕計画書に対する意見書を送付する。
- 位置・規模・構造の基準の設定及び実施の勧告を行う。
- 危険庁舎等の改築・修繕等の勧告を行う。
- 保全の基準の設定、勧告、実地の指導を行う。



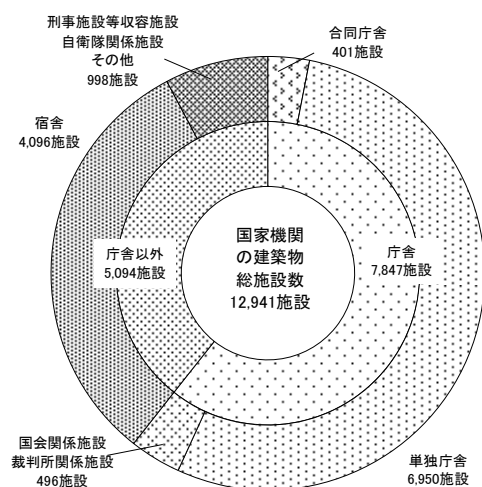
※官公庁施設の建設等に関する法律（抄）

第十条 国費の支弁に属する次に掲げる営繕及び建設並びに土地又は借地権の取得は、国土交通大臣が行うものとする。

- 一 一団地の官公庁施設に属する国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設（第三号イ、ロ及びへに掲げるものを除く。）
 - 二 合同庁舎の営繕及びその附帯施設の建設（第三号イ、ロ及びへに掲げるものを除く。）
 - 三 前二号に掲げるもの並びに国土交通大臣の所管に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設のほか、次に掲げるもの以外の建築物の営繕又は附帯施設の建設
 - イ 衆議院議長又は参議院議長の所管に属する議事堂の営繕及びその附帯施設の建設
 - ロ 特別会計（東日本大震災復興特別会計を除く。）に係る建築物の営繕及びその附帯施設の建設
 - ハ 受刑者を使用して実施する刑務所その他の収容施設の営繕及びその附帯施設の建設
 - ニ 復旧整備のための学校の営繕及びその附帯施設の建設
 - ホ 防衛省の特殊な建築物の営繕及びその附帯施設の建設
 - へ 建築物の営繕及びその附帯施設の建設で、一件につき総額二百万円を超えないもの
 - 四 第一号又は第二号に掲げる建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びに国土交通大臣の所管に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設に必要な土地又は借地権の取得
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により国土交通大臣以外の各省各庁の長が行うことを相当とする建築物の営繕若しくは附帯施設の建設又は土地若しくは借地権の取得については、当該各省各庁の長が国土交通大臣と協議してこれを行うことができる。

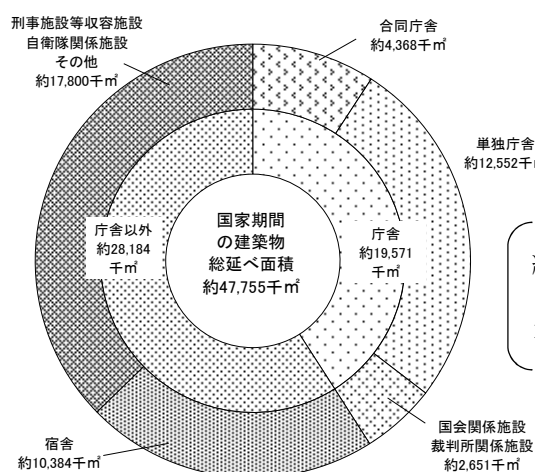
(2) 国家機関の建築物の概要

(1) 施設数



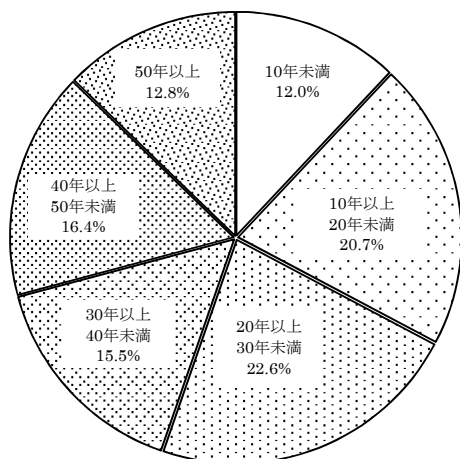
総施設数は、12,941施設。
うち、倉庫に該当する施設は、7,847施設
で全体の約61%。

(2) 延べ面積



総延べ面積は、約47,755千㎡。
うち、倉庫に該当する面積は、19,571千㎡
で全体の約41%。

(3) 経年別延べ面積



築後30年以上のものは、全体の約45%。

※すべての国家機関の建築物を対象とする（公有及び私有建築物の借用等を除く。）。

※複数の建築物が1敷地内に所在する場合は、1施設として計上する。

※平成30年3月現在国土交通省調べ。

(3) 官庁施設における耐震安全性の目標

災害対策基本法における行政機関の区分等に基づき、官庁施設の防災上の機能及び用途に応じて施設を分類し、それぞれ必要な耐震性能を規定している。

○構造体の耐震安全性の目標

耐震基準値	耐震安全性の目標	対象施設
1. 5 (Ⅰ類)	大規模地震後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設等 【指定行政機関：内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省 等】 【指定地方行政機関等：管区警察局、地方厚生局、地方農政局、経済産業局、地方整備局 等】
1. 25 (Ⅱ類)	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設（Ⅰ類に属するものを除く）等 【指定地方行政機関等：沖縄総合事務局、機動隊、航空交通管制部、海上保安部 等】
1. 0 (Ⅲ類) 建築基準法相当	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所 等】

災害応急対策活動の拠点

○建築非構造部材の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
A類	大規模地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害応急対策活動拠点
B類	大規模地震により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

○建築設備の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
甲類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	○災害応急対策活動拠点
乙類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

(4) 阪神・淡路大震災における被害事例

○建築基準法に基づく耐震性能を満たしている施設の被害事例

【神戸第2地方合同庁舎の被災状況】



〔 柱が破断するなど構造体が損傷し、機能の復旧に時間を要した 〕



内部の被災状況

神戸第2地方合同庁舎
(第五管区海上保安本部、神戸地方法務局他)
建物完成 : 昭和60年5月
震 度 : 7
(平成7年1月17日 阪神・淡路大震災)
被災前の耐震性能
・耐震性能評価値 : 1.01
応急復旧日 : 平成7年1月30日
本格復旧日 : 平成9年3月20日

○建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない建物の被害事例

(総務省消防庁のホームページより引用)



事務所ビル1, 2階の崩壊



店舗1階柱の圧壊

(5) 東日本大震災における被害事例

○天井落下の被害事例



ホール天井の脱落

(建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説から引用)

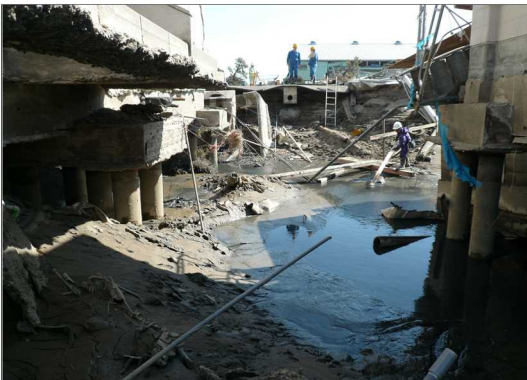
○津波による被害事例



くん蒸庫(右)が車庫(左)に衝突



事務室浸水

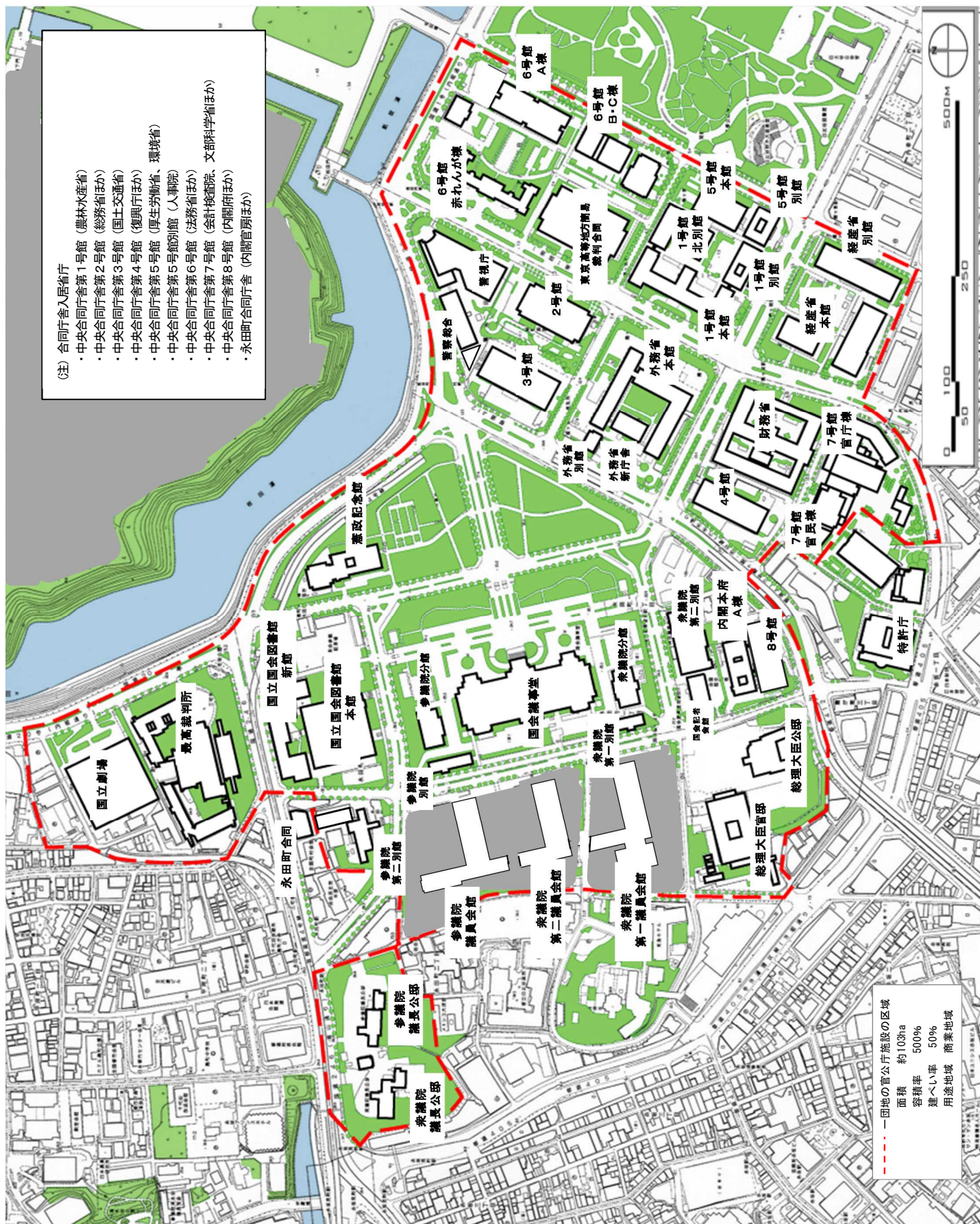


庁舎周囲の地盤流出



建物基礎が露出

(6) 霞が関団地一団地の官公庁施設の概要



(7) 公共建築相談窓口

円滑な施工確保に向けた支援や改正品確法を受けた取組みに関する支援など、公共建築に関する技術的な相談について幅広く対応している。

公共建築相談窓口

組織		窓口	電話	内線	
本省	大臣官房官庁営繕部	計画課	03-5253-8111	23224,7	
北海道開発局	営繕部	営繕調整課	011-709-2311	5730	
東北地方整備局	営繕部	計画課	022-225-2171	5153	
		保全指導・監督室		5513	
	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015	—	
関東地方整備局	営繕部	官庁施設管理官	048-601-3151	5114	
		計画課課長補佐		5153	
		保全指導・監督室室長補佐		5513	
		東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	—
		東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	—
		甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	—
		宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271	—
		横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104	—
		長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481	—
北陸地方整備局	営繕部	計画課	025-280-8880	—	
	金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585	—	
中部地方整備局	営繕部	計画課	052-953-8197	—	
	静岡営繕事務所	技術課	054-255-1421	—	
近畿地方整備局	営繕部	計画課長	06-6942-1141	5151	
		計画課課長補佐		5153	
		保全指導・監督室	06-6443-1791	—	
		京都営繕事務所	保全指導・品質確保課	075-752-0505	—
中国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	082-221-9231	—	
	岡山営繕事務所	技術課長	086-223-2271	—	
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	087-851-8061	5153	
九州地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	092-471-6331	5153	
		保全指導・監督室室長補佐		5513	
		熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122	—
		鹿児島営繕事務所	技術課長	099-222-5188	—
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031	5152	

(この冊子は、再生紙を使用しています。)